

# 重要事項説明書

令和 5 年 9 月 1 日現在

## 社会福祉法人 千尋会 介護老人福祉施設 嬉の里

### 施設介護サービス

#### ＜＜ 運営方針 ＞＞

- ・入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものととなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。
- ・地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

#### ＜＜ 利用料 ＞＞（令和 5 年 9 月 1 日現在） 【入居者に通して加算される費用】 入居者の負担割合に応じて、金額が変わります。

|                     |                              |                            |
|---------------------|------------------------------|----------------------------|
| 【ユニット型個室（1 日）あたり】   | ・個別機能訓練加算（Ⅰ） 12 単位 / 日       | ・看護体制加算（Ⅰ） 4 単位 / 日        |
| ○サービス費（1 割負担の料金）    | ・個別機能訓練加算（Ⅱ） 20 単位 / 月       | ・看護体制加算（Ⅱ） 8 単位 / 日        |
| 要介護 1：652 円         | ・精神科医師的療養指導加算 5 単位 / 日       | ・口腔衛生管理加算 90 単位 / 月        |
| 要介護 2：720 円         | ・栄養マネジメント強化加算 11 単位 / 日      | ・経口維持加算（Ⅰ） 400 単位 / 月      |
| 要介護 3：793 円         | ・日常生活継続支援加算 46 単位 / 日        | ・経口維持加算（Ⅱ） 100 単位 / 月      |
| ○保険給付外              | ・自立支援促進加算 300 単位 / 月         | ・科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 40 単位 / 月  |
| 特定入所者サービス費          | ・ADL 維持等加算（Ⅰ） 30 単位 / 月      | ・科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 50 単位 / 月  |
| 居住費：820 円 ～ 2,006 円 | ・ADL 維持等加算（Ⅱ） 60 単位 / 月      | ・排泄支援加算（Ⅰ） 10 単位 / 月       |
| 食 費：300 円 ～ 1,445 円 | ・夜間職員配置加算 18 単位 / 日          | ・褥瘡ケアマネジメント加算（Ⅱ） 13 単位 / 月 |
| ※上記は、所得に応じた負担となります。 | ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬の告示上の額    |                            |
|                     | ・介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 介護報酬の告示上の額  |                            |
|                     | ・介護職員等ベースアップ等支援加算 介護報酬の告示上の額 |                            |

#### 【該当者のみ加算される費用】 入居者の負担割合に応じて、金額が変わります。

|                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| ・初期加算 30 単位 / 日            | ・看取り加算（Ⅰ） 72 単位 / 日   |
| ・安全対策体制加算 20 単位 / 入所時に 1 回 | ・看取り加算（Ⅰ） 144 単位 / 日  |
| ・療養食加算 6 単位 / 1 食          | ・看取り加算（Ⅰ） 680 単位 / 日  |
| ・若年性認知症入所者受入加算 120 単位 / 日  | ・看取り加算（Ⅰ） 1280 単位 / 日 |

※ 1 単位につき地域加算（10.0 円）をかけた金額になります

#### ＜＜ 職員の配置状況 ＞＞

- 管理者 1 名
  - ・施設の業務の統括  
日勤：08：30 ～ 17：30
- 介護支援専門員 1 名以上
  - ・ケアプラン作成や各事業所との連絡調整等  
日勤：08：30 ～ 17：30
- 生活相談員 1 名
  - ・入居者の入退所に係る事務等や各事業所及び各保険者との連絡調整等  
日勤：08：30 ～ 17：30
- 機能訓練指導員 1 名以上
  - ・入居者の機能訓練及び指導等  
日勤：08：30 ～ 17：30

#### ＜＜ 入居定員 ＞＞

70 人

#### ＜＜ 事故発生時の対応 ＞＞

- ・サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族への連絡その他適切な対応を行います。
- ・事業者側の責任に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、その責任の範囲内において損害を賠償します。

#### ＜＜ 身体的拘束の禁止 ＞＞

- ・サービスの提供にあたり利用者の行動を制限する身体的拘束の行為は行わない。  
ただし、以下の要件を満たす緊急やむを得ない場合のみ同意を得て行います。
  - ①入居者本人又は利用者等の生命又は身体が危険にさらされ可能性が著しく高いこと
  - ②身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
  - ③身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

#### ＜＜ 苦情処理の依頼 ＞＞

- ・苦情解決責任者 饒平名 勝（施設長）
- ・苦情受付担当者 総務：嘉手苺 一（事務長）電話 098-888-0591  
養護課：渡久地 麻紀子（生活相談員）
- ・第三者委員 西銘 隆（精神保健福祉士）  
福里 嘉浩（精神保健福祉士）

※苦情や要望は直接職員に申立もできますが、施設内の投書箱もご利用できます。

#### ＜＜ 非常災害体制 ＞＞

- ・非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年 2 回実施しています。  
別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。

#### ＜＜ 個人情報 ＞＞

- ・当法人の「個人情報保護法」規定に沿って、利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮します。  
また入居者の個人情報は、利用目的以外には使用することはありません。

#### ＜＜ 協力病院 ＞＞

- ・医療法人 社団 輔仁会 サマリヤ人病院・輔仁クリニック
- ・医療法人 和の会 与那原中央病院
- ・医療法人 21 の会 ミッキー 歯科クリニック
- ・沖縄県立南部医療センター

#### ＜＜ 食事の提供内容 ＞＞

- ・食事時間  
朝食 午前 8 時から 昼食 午後 12 時から 夕食 午後 6 時から

#### ＜＜ その他 ＞＞

- ・この重要事項に記載されていない詳細事項については、入居契約時に説明する重要事項及び契約書に記載してあります。

### 短期入所生活介護サービス

#### ＜＜ 運営方針 ＞＞

- ・利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものととなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互において利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ・利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ・地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に務める。

#### ＜＜ 利用料 ＞＞（令和 5 年 9 月 1 日現在） 【利用者に通して加算される費用（1 日あたり）】 利用者の負担割合に応じて、金額が変わります。

|                     |                                  |  |
|---------------------|----------------------------------|--|
| 【ユニット型個室（1 日）あたり】   | ・送迎加算（片道） 184 単位                 |  |
| ○サービス費（1 割負担の料金）    | ・サービス提供体制加算（Ⅱ） 18 単位             |  |
| 要介護 1：696 円         | ・夜間職員配置加算（Ⅱ） 18 単位               |  |
| 要介護 2：764 円         | ・看護体制加算（Ⅰ） 4 単位                  |  |
| 要介護 3：838 円         | ・看護体制加算（Ⅱ） 8 単位                  |  |
| ○保険給付外              | ・機能訓練体制加算 12 単位                  |  |
| 特定入所者サービス費          | ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬の告示上の額        |  |
| 居住費：820 円 ～ 2,006 円 | ・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬の告示上の額      |  |
| 食 費：300 円 ～ 1,445 円 | ・介護職員等ベースアップ等支援加算 介護報酬の告示上の額     |  |
| ※上記は、所得に応じた負担となります。 | ・療養食加算 6 単位 / 1 食                |  |
|                     | ※ 1 単位につき地域加算（10.0 円）をかけた金額になります |  |

#### 【その他料金】

- ・理美容代 1,000 円 / 回
- ・複写物 10 円 / 枚

#### ＜＜ 職員の配置状況 ＞＞

- 管理者 1 名
  - ・施設の業務の統括  
日勤：08：30 ～ 17：30
- 介護支援専門員 1 名
  - ・ケアプラン作成や各事業所との連絡調整等  
日勤：08：30 ～ 17：30
- 生活相談員（兼務）1 名
  - ・利用者の入退所に係る事務等や各事業所及び各保険者との連絡調整等  
日勤：08：30 ～ 17：30
- 機能訓練指導員 1 名
  - ・利用者の機能訓練及び指導等  
日勤：08：30 ～ 17：30

#### ＜＜ 事業の実施地域（送迎） ＞＞

南風原町、那覇市、豊見城市、西原町、与那原町

#### ＜＜ 利用定員 ＞＞

10 人

#### ＜＜ 緊急時の対応 ＞＞

- ・サービスの提供により利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な対応を行います。
- ・事業者側の責任に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、その責任の範囲内において損害を賠償致します。

#### ＜＜ 身体的拘束の禁止 ＞＞

- ・サービスの提供にあたり利用者の行動を制限する身体的拘束の行為は行わない。  
ただし、以下の要件を満たす緊急やむを得ない場合のみ同意を得て行います。
  - ①利用者本人又は利用者等の生命又は身体が危険にさらされ可能性が著しく高いこと。
  - ②身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
  - ③身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

#### ＜＜ 苦情処理の依頼 ＞＞

- ・苦情解決責任者 饒平名 勝（施設長）
- ・苦情受付担当者 総務：嘉手苺 一（事務長）電話 098-888-0591  
養護課：金城 妙子（生活相談員）
- ・第三者委員 西銘 隆（精神保健福祉士）  
福里 嘉浩（精神保健福祉士）

※苦情や要望は直接職員に申立もできますが、施設内の投書箱もご利用できます。

#### ＜＜ 非常災害体制 ＞＞

- ・非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年 2 回実施しています。  
別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。

#### ＜＜ 個人情報 ＞＞

- ・当法人の「個人情報保護法」規定に沿って、利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮します。  
また入居者の個人情報は、利用目的以外には使用することはありません。

#### ＜＜ 協力病院 ＞＞

- ・医療法人 社団 輔仁会 サマリヤ人病院・輔仁クリニック
- ・医療法人 和の会 与那原中央病院
- ・医療法人 21 の会 ミッキー 歯科クリニック
- ・沖縄県立南部医療センター

#### ＜＜ 食事の提供内容 ＞＞

- ・食事時間  
朝食 午前 8 時から 昼食 午後 12 時から 夕食 午後 6 時から

#### ＜＜ その他 ＞＞

- ・この重要事項に記載されていない詳細事項については、入居契約時に説明する重要事項及び契約書に記載してあります。

### 介護予防短期入所生活介護サービス

#### ＜＜ 運営方針 ＞＞

- ・利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものととなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互において利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ・利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ・地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に務める。

#### ＜＜ 利用料 ＞＞（令和 5 年 9 月 1 日現在） 【利用者に通して加算される費用（1 日あたり）】 利用者の負担割合に応じて、金額が変わります。

|                   |                              |  |
|-------------------|------------------------------|--|
| 【ユニット型個室（1 日）あたり】 | ・送迎加算（片道） 184 単位             |  |
| ○サービス費（1 割負担の料金）  | ・サービス提供体制加算（Ⅱ） 18 単位         |  |
| 要支援 1：523 円       | ・機能訓練体制加算 12 単位              |  |
| 要支援 2：649 円       | ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬の告示上の額    |  |
|                   | ・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬の告示上の額  |  |
|                   | ・介護職員等ベースアップ等支援加算 介護報酬の告示上の額 |  |

#### 【該当者のみ加算される費用】 利用者の負担割合に応じて、金額が変わります。

- ・療養食加算 6 単位 / 1 食
- ※ 1 単位につき地域加算（10.0 円）をかけた金額になります

#### 【その他料金】

- ・理美容代 1,000 円 / 回
- ・複写物 10 円 / 枚

#### ＜＜ 職員の配置状況 ＞＞

- 管理者 1 名
  - ・施設の業務の統括  
日勤：08：30 ～ 17：30
- 介護支援専門員 1 名
  - ・ケアプラン作成や各事業所との連絡調整等  
日勤：08：30 ～ 17：30
- 生活相談員 1 名
  - ・利用者の入退所に係る事務等や各事業所及び各保険者との連絡調整等  
日勤：08：30 ～ 17：30
- 機能訓練指導員 1 名
  - ・利用者の機能訓練及び指導等  
日勤：08：30 ～ 17：30

#### ＜＜ 事業の実施地域（送迎） ＞＞

南風原町、那覇市、豊見城市、西原町、与那原町

#### ＜＜ 利用定員 ＞＞

10 人

#### ＜＜ 緊急時の対応 ＞＞

- ・サービスの提供により利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な対応を行います。
- ・事業者側の責任に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、その責任の範囲内において損害を賠償致します。

#### ＜＜ 身体的拘束の禁止 ＞＞

- ・サービスの提供にあたり利用者の行動を制限する身体的拘束の行為は行わない。  
ただし、以下の要件を満たす緊急やむを得ない場合のみ同意を得て行います。
  - ①利用者本人又は利用者等の生命又は身体が危険にさらされ可能性が著しく高いこと。
  - ②身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
  - ③身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

#### ＜＜ 苦情処理の依頼 ＞＞

- ・苦情解決責任者 饒平名 勝（施設長）
- ・苦情受付担当者 総務：嘉手苺 一（事務長）電話 098-888-0591  
養護課：金城 妙子（生活相談員）
- ・第三者委員 西銘 隆（精神保健福祉士）  
福里 嘉浩（精神保健福祉士）

※苦情や要望は直接職員に申立もできますが、施設内の投書箱もご利用できます。

#### ＜＜ 非常災害体制 ＞＞

- ・非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年 2 回実施しています。  
別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。

#### ＜＜ 個人情報 ＞＞

- ・当法人の「個人情報保護法」規定に沿って、利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮します。  
また利用者の個人情報は、利用目的以外には使用することはありません。

#### ＜＜ 協力病院 ＞＞

- ・医療法人 社団 輔仁会 サマリヤ人病院・輔仁クリニック
- ・医療法人 和の会 与那原中央病院
- ・医療法人 21 の会 ミッキー 歯科クリニック
- ・沖縄県立南部医療センター

#### ＜＜ 食事の提供内容 ＞＞

- ・食事時間  
朝食 午前 8 時から 昼食 午後 12 時から 夕食 午後 6 時から

#### ＜＜ その他 ＞＞

- ・この重要事項に記載されていない詳細事項については、入居契約時に説明する重要事項及び契約書に記載してあります。